

# 平成25年度立入検査について

平成28年3月29日

関東東北産業保安監督部東北支部 保安課

## (1) 立入検査の実施について

一般ガス事業者等における法令の遵守状況及び自主保安体制の確立状況等を確認するため、毎年度、ガス事業法第47条第1項に基づく立入検査を実施している。

立入検査対象事業者の選定は、下記の基準により行っているが、検査頻度については、事業者毎に「保安状況に対する評価」を行い、その評価結果によって立入検査の実施頻度を変える方式としている。

### 〈 立入検査の実施基準 〉

- i. 原則3年を超えない範囲内とする
- ii. 事業の譲渡譲受があった事業者
- iii. 前年度に重大な詳報対象事故の発生した事業者
- iv. 前年度の立入検査において、改善内容を確認する必要がある事業者
- v. ガス工作物の設置状況、定期報告、事故発生状況等から必要がある事業者
- vi. その他保安上必要と認められる事業者

### 〈 保安状況に対する評価項目 〉

- i. 法令及び保安規程の遵守状況
- ii. 技術基準の適合状況
- iii. 事故発生状況及び事故発生時の対応状況
- iv. 経年管対策、消費者保安対策の取組状況
- v. その他

## (2) 立入検査の内容について

立入検査では、主に以下のⅠ～Ⅴの項目について確認している。

### Ⅰ 技術基準適合状況について

- ① 製造設備の外観検査
- ② 供給設備（導管、整圧器、弁、水取器）の外観検査及び漏えい検査

### Ⅱ 保安規程遵守状況

- ① 保安管理体制、ガス主任技術者の職務内容、ガス主任技術者不在時の措置等
- ② 導管埋設図の整備状況（記載内容、更新状況）
- ③ 保安に関する教育及び訓練の計画及び実施状況
- ④ ガス工作物の巡視、点検及び検査の実施状況
- ⑤ ガス工作物の記載内容と実態
- ⑥ ガス工作物の修理等の実施状況
- ⑦ ガス工作物の運転操作要領の整備状況
- ⑧ 導管工事及び他工事の管理状況
- ⑨ 災害その他非常時の体制整備状況
- ⑩ ガス漏えい及び導管事故に対する措置状況
- ⑪ 経年導管の改修状況（計画及び実施状況）

### Ⅲ ガス主任技術者選任状況並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する

## 保安監督の職務状況

- ① ガス主任技術者の選任及び職務の実施状況

## IV 使用前自主検査及び定期自主検査の実施状況

- ① 自主検査の実施内容、使用前検査の受検状況

## V その他法令の遵守等について

- ① 熱量、圧力及び燃焼性の測定状況、付臭の管理及び公害防止の状況等  
② 消費機器に関する周知及び調査の実施状況

### (3) 立入検査の結果について

平成25年度は以下の5項目を重点確認項目とし、16事業者（表1参照）に対して実施した。

- ・経年管（特にねずみ鋳鉄管）対策及び漏えい検査の実施状況について
- ・地震、津波等の自然災害対策の取り組み状況について
- ・他工事業者との情報交換の実施状況や協定の締結状況について
- ・ガス供給をしていない埋設灯外内管の漏えい検査の実施状況について
- ・保安教育の実施状況について

立入検査の結果、文書による改善指導事項は25件（表2参照）あった。これらの改善指導事項については、後日提出された改善報告書により改善状況を確認した。

表1 立入検査実施状況一覧

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般ガス事業者	16	13	18	16
大口ガス事業者	0	0	0	0
ガス導管事業者	1	0	0	0
準用事業者	0	0	0	0

表2 平成25年度立入検査における指摘項目及び件数

項目	件数	指摘された内容
I 技術基準の適合状況	16件	・製造所内の一部で、防爆構造ではない照明器具等が使用されている。(2件)
		・閉栓需要家、不在需要家、廃止需要家の灯外内管の漏えい検査が実施されていない。(10件)
		・中圧導管の取替え工事に際し設置した仮設配管は、道路の路面上に設置していたが、適切な防護措置を講じていない。(1件)
		・特定地下室等にガスを供給するガスの導管の漏えい検査時の記録について、メーター毎（テナント毎）の漏えい検査は実施しているものの、地下室等全体としての導管、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓についての記録が無い。(1件)

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定地下室等の外壁を貫通する導管について、ガス漏れ警報設備の検知区域外であった。(1件)</li> <li>・ガスホルダー外面から、事業場の境界を示す杭までの距離が告示で定める距離を満たしていなかった。(1件)</li> </ul>
II 保安規程の遵守状況	6件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導管埋設図に、位置、埋設深さ、埋設年の記載がない、又、台帳の不備。(2件)</li> <li>・導管の工事方法について、供給を再開する際は、すべてのガス栓の閉止を確認をすることとなっているが、屋内のガス栓の閉止を確認せずに供給を再開している。(2件)</li> <li>・巡視・点検時に微少な漏えいを発見したにもかかわらず、その場で修理が完了した事を理由に漏えいの事実を記録していない。(1件)</li> <li>・整圧器について、保安規程で定められた内容の検査を実施していない。(1件)</li> </ul>
III ガス主任技術者の選任状況並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務状況	0件	
IV 使用前自主検査及び定期自主検査の実施状況	0件	
V その他ガス事業法の保安に関する規定の遵守状況	3件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下室等の緊急遮断弁について、不具合のみ記録しており、点検した記録がない。(1件)</li> <li>・消費機器調査及び内管の漏えい検査の記録について、今回の調査の記録として前回調査の記録が初期値で入力されており、検査を実施していないのに、検査結果欄に合格したと記録されている。(1件)</li> <li>・消費機器調査において、不在で調査ができなかった需要家について、事実と異なる情報がシステムに記録されている。(1件)</li> </ul>
計	25件	